

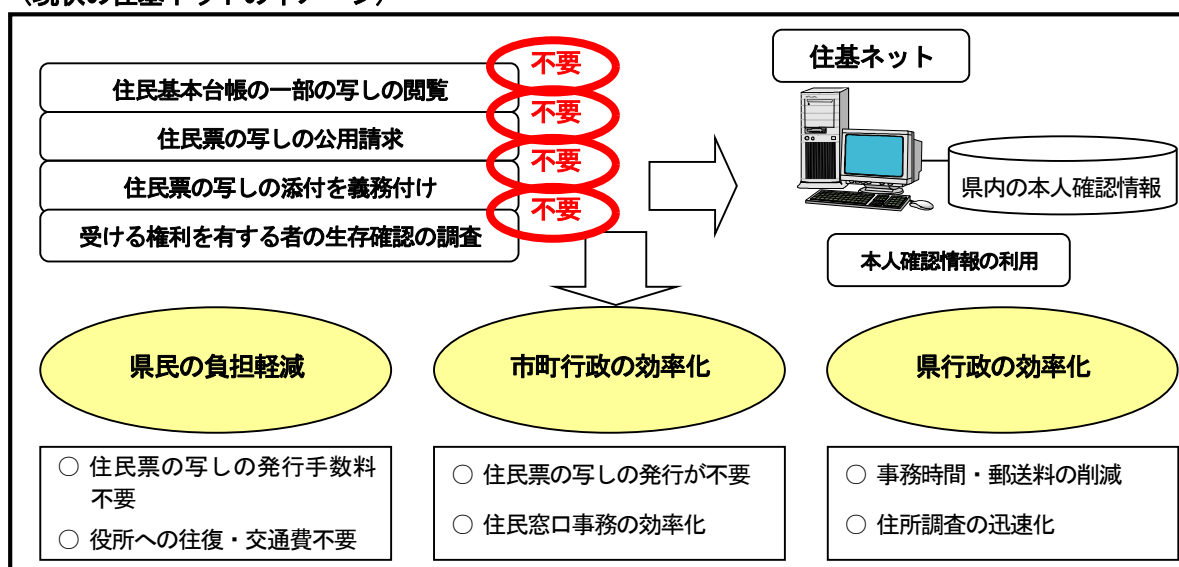
住基ネットの概要及びマイナンバー利用事務における本人確認措置について

(市町行財政課)

1 概要

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、全国の市町村が管理する住民基本台帳の情報のうち、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバー*、住民票コード及び付随情報）を専用通信回線で結んだネットワークシステムであり、平成14年から稼動（※マイナンバーは平成27年10月から追加）
- ・ **都道府県知事は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）で定められた事務（以下「法定事務」という。）及び条例で定める事務については、住民票の写しの添付や現況届等に代えて、このシステムを利用し、市町村の区域を超えた本人確認事務を行うことが可能**

(現状の住基ネットのイメージ)



2 本県における住基ネット利用事務

- ・ 法定事務（住基法第30条の15第1項第1号及び第2項第1号）として、県税賦課徴収事務、建設業許可事務など69の事務で住基ネット利用が可能。（別紙2）
- ・ また、更なる県民の負担軽減や行政の効率化を目的に、住基法第30条の15第1項第2号等に基づく「静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（以下「住基ネット利用条例」という。）を定め、屋外広告業登録など33事務で、住基ネットの利用を可能としている。（別紙3）

3 マイナンバー利用事務における本人確認措置

- ・ マイナンバーは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）で定められた事務及び条例で定める事務（以下「マイナンバー利用事務」という。）に限り、個人情報等を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用可能。
- ・ マイナンバー利用事務では、本人確認措置（マイナンバーの確認及び身元確認）が義務付けられているが、次の②の場合に住基ネットの利用を想定。（別紙4）

【本人確認措置の方法】

- ① マイナンバーカード又は通知カード若しくはマイナンバーが記載された住民票の写し
 - ② **①が困難であると認められる場合は、住基ネットによる確認等**
- ※番号利用法で定められた事務については、住基法にもそれら事務が同様に規定されているため住基ネットの利用が可能

- ・ 本県では、令和3年9月議会において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例」を改正し、マイナンバー独自利用事務を追加予定であることから、**上記②の場合への対応を可能とするため、同事務を住基ネット利用条例にも規定する**ものである。

参考：住基法の抜粋

(本人確認情報の利用)

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき。
- 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき。

※教育委員会、監査委員、公安委員会

参考：番号利用法の抜粋

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

住民基本台帳ネットワークシステム 本人確認情報の利用可能な県事務一覧

(法定事務)

別表第5	法令	業務内容	本県利用事務	番号利用法
1 第 1 号	新型インフルエンザ等対策特別措置法	予防接種対象者確認		○
2 第 1 号の 2	災害対策基本法	災害被災者安否情報回答		
3 第 1 号の 3	災害救助法	扶助金の支給		○
4 第 1 号の 4	被災者生活再建支援法	被災者生活再建支援金支給		○
5 第 1 号の 5	特定非営利活動促進法	NPO法人認証		
6 第 2 号	労働金庫法	労働金庫代理業届出		
7 第 3 号	貸金業法	貸金業者登録		
8 第 4 号	恩給法	恩給給付	○	
9 第 4 号の 2	地方税法、静岡県税賦課徴収条例	県税賦課徴収、犯則事件	○	○
10 第 4 号の 3	地方法人特別税暫定措置法	地方法人特別税賦課徴収、犯則事件	○	○
11 第 5 号	消防法	危険物取扱者・消防施設士免状交付	○	
12 第 6 号	旅券法	一般旅券(パスポート)発給	○	
13 第 6 号の 2	高等学校等就学支援金支給法	高等学校等就学支援金交付	○	○
14 第 6 号の 3	予防接種法	予防接種対象者確認		○
15 第 6 号の 4	感染症予防法	感染症療養費支給		○
16 第 6 号の 5	難病患者医療法	特定医療費支給	○	○
17 第 7 号	原子爆弾被爆者援護法	原子爆弾被害手当給付	○	
18 第 7 号の 2	原子爆弾被爆者援護法	一般疾病医療費支給		
19 第 7 号の 3	雇用対策法	職業転換給付金支給		
20 第 8 号	職業能力開発促進法	職業訓練指導員免許交付		
21 第 8 号の 2	児童福祉法	里親認定、小児慢性医療費助成、療育給付、児童措置費 障害児施設給付費支給、入所措置	○	○
22 第 8 号の 3	児童福祉法	母子生活支援施設、助産施設入所	○	○
23 第 9 号	児童扶養手当法	児童扶養手当給付	○	○
24 第 9 号の 2	児童手当法	職員児童手当認定・受給		○
25 第 9 号の 3	母子父子寡婦福祉法	母子父子寡婦福祉資金貸付、母子父子家庭自立支援給付金、家庭日常生活支援事業	○	○
26 第 9 号の 4	生活保護法	生活保護	○	○
27 第 9 号の 5	身体障害者福祉法	身体障害者手帳交付	○	○
28 第 9 号の 6	精神保健障害者福祉法	精神障害者保健福祉手帳交付、措置入院	○	○
29 第 10 号	特別児童扶養手当支給法	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の支給	○	○
30 第 10 号の 2	障害者支援法	精神障害者通院医療費公費負担事務	○	○
31 第 10 号の 3	中国残留邦人等自立支援法	中国残留邦人永住帰国援護事務(永住帰国者)	○	○
32 第 10 号の 4	戦傷病者戦没者遺族等援護法	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金等進達事務	○	○
33 第 10 号の 5	未帰還者留守家族等援護法	遺骨・遺留品伝達事務(未帰還者留守家族等援護法による手当等の支給)	○	○
34 第 10 号の 6	戦没者妻特別給付金支給法	戦没者等の妻に対する特別給付金支給事務	○	○
35 第 10 号の 7	戦傷病者特別援護法	戦傷病者に対する療養の給付等支給事務、戦傷病者手帳交付事務	○	○

	別表第5	法令	業務内容	本県利用事務	番号利用法
36	第 10 号の 8	戦没者遺族特別弔慰金支給法	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務	○	○
37	第 10 号の 9	戦傷病者妻特別給付金支給法	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給事務	○	○
38	第 10 号の 10	戦没者父母特別給付金支給法	戦没者の父母等に対する特別給付金支給事務	○	○
39	第 11 号	家畜商法	家畜商登録	○	
40	第 12 号	林業種苗法	林業種苗生産事業者登録		
41	第 13 号	森林法	保安林指定、解除許可		
42	第 14 号	計量法	特定計量器製造・販売事業届出		
43	第 15 号	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗立地届出	○	
44	第 16 号	フロン類使用管理法	フロン回収業登録	○	
45	第 17 号	火薬類取締法	火薬類製造保安責任者免状交付		
46	第 18 号	電気工事士法	電気工事士免許登録	○	
47	第 19 号	電気工事業法	電気工事業登録	○	
48	第 20 号	液化石油ガス適正化法	液化石油ガス設備士免状交付		
49	第 21 号	建設業法	建設業許可	○	
50	第 22 号	浄化槽法	浄化槽工事業登録	○	
51	第 23 号	建設工事資材再資源化等法	解体工事業者登録	○	
52	第 24 号	宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許、宅地建物取引主任者登録	○	
53	第 25 号	旅行業法	旅行業、旅行代理業登録		
54	第 25 号の 2	住宅宿泊事業法	住宅宿泊事業を営む旨の届出		
55	第 26 号	通訳案内士法	通訳案内士登録	○	
56	第 27 号	不動産鑑定評価法	不動産鑑定業者登録	○	
57	第 28 号	公営住宅法	公営住宅入居者資格確認	○	○
58	第 28 号の 2	住宅地区改良法	公営住宅入居審査		○
59	第 28 号の 3	特定優良賃貸住宅供給促進法	特定優良賃貸住宅入居審査		○
60	第 29 号	高齢者居住安定確保法	終身建物賃貸借事業認可		
61	第 30 号	建築基準法	建築基準適合判定資格者登録		
62	第 31 号	建築士法	建築士免許交付、建築士事務所登録		
63	第 32 号	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康被害補償給付		
64	第 33 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理認定審査		
65	第 34 号	福島復興再生特別措置法	対象者確認		
	合 計	65事務		37事務	

	別表第6	法令	業務内容	本県利用事務	番号利用法
1	第 1 号	特別支援学校就学奨励法	就学奨励費支給		○
2	第 2 号	学校保健安全法	医療費用援助	○	○
3	第 3 号	高等学校等就学支援金支給法	高等学校等就学支援金支給	○	○
4	第 4 号	児童手当法	児童手当認定・受給		○
	合 計	4事務		2事務	

住民基本台帳ネットワークシステム 本人確認情報の利用可能な県事務一覧

(県独自利用(条例対象)事務)

別表第1	法令等	利用事務内容
1	第 1 号 静岡県恩給条例	恩給給付
2	第 2 号 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例	浄化槽保守点検業者登録
3	第 3 号 静岡県私立高等学校等学び直し支援金事務処理要綱	学び直し支援金
4	第 4 号 静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱	奨学給付金
5	第 4 号の2 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金交付要綱	私立高等学校授業料減免補助金
6	第 4 号の3 静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金交付要綱	私立専修学校等授業料減免補助金
7	第 5 号 鳥獣保護法	狩猟免許等変更届出
8	第 6 号 児童扶養手当法	児童扶養手当過誤払返納金
9	第 7 号 母子父子寡婦福祉法	福祉資金貸付金償還
10	第 8 号 戦傷病者特別援護法	戦傷病者手帳
11	第 9 号 介護保険法	介護支援専門員資格
12	第 10 号 静岡県心身障害者扶養共済制度条例	心身障害者扶養共済
13	第 11 号 原子爆弾被爆者援護法	被爆者健康手帳交付
14	第 12 号 静岡県看護職員修学資金貸与規則 静岡県看護職員特別修学資金貸与規則 静岡県介護福祉士修学資金貸与規則	看護職員修学資金 介護福祉士修学資金貸与
15	第 13 号 医薬品医療機器等法	配置従事者身分証明書発行
16	第 14 号 農薬取締法	農薬販売者届出
17	第 15 号 肥料の品質の確保等に関する法律	肥料生産登録
18	第 16 号 漁業法	漁業調整
19	第 17 号 漁船法	漁船登録
20	第 18 号 遊漁船業適正化法	遊漁船業者登録
21	第 19 号 採石法	採石業者登録
22	第 20 号 砂利採取法	砂利採取業者登録
23	第 21 号 静岡県屋外広告物条例	屋外広告業登録
	合計	23事務

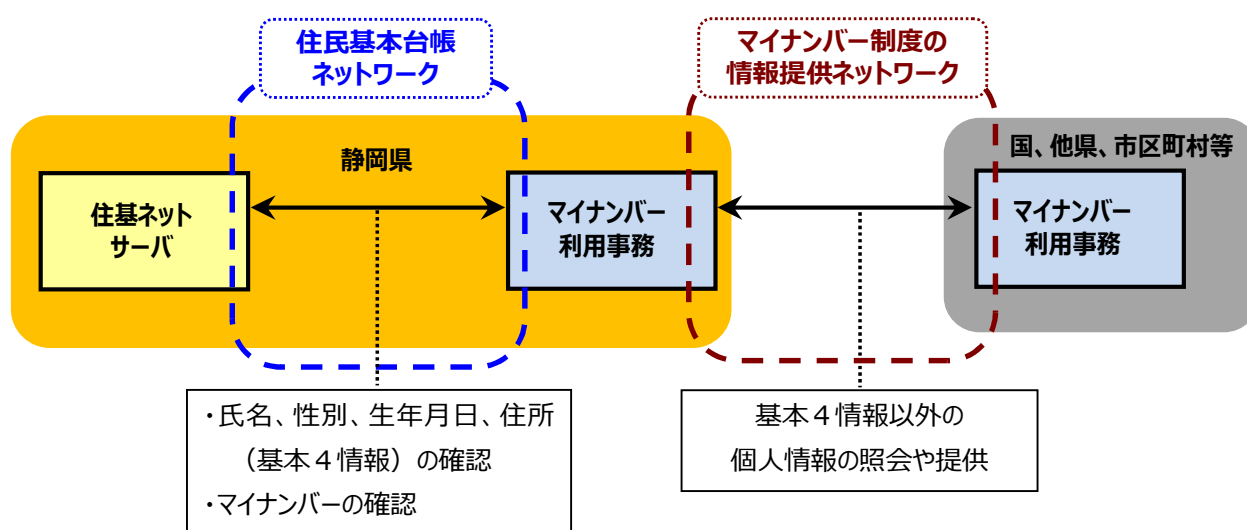
別表第2	法令等	提供事務内容
1	第 1号 1項 静岡県教職員退職料条例	退職料給付
2	第 2項 静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則	教育資金・奨学金
3	第 3項 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則	修学資金
4	第 4項 静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務処理要綱	学び直し支援金
5	第 5項 静岡県高等学校等奨学給付金事務処理要綱	奨学給付金
6	第 6項 高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱	定時通信制就学補助金
7	第 7項 高等学校遠距離通学費補助金交付要綱	遠距離通学費補助金
8	第 8項 静岡県特別支援教育就学奨励費補助金事務処理要綱事務処理要綱	特別支援教育就学奨励費補助金
9	第 2 号 地方自治法	住民監査請求
10	第 3 号 道路交通法	放置違反金徴収
	合計	10事務

マイナンバー利用事務において利用する情報とシステム

- ・ マイナンバー利用事務（独自利用事務を含む）では、次表①②の情報を取り扱う必要がある。
- ・ 番号利用法及び住基法に規定された事務では、①②の情報を法律に基づき利用できるが、両法に定めのない独自の事務で①②の情報を利用するためには、「①②の情報を利用できる事務」として各条例に規定する必要がある。
- ・ なお、マイナンバー利用事務においては、本人確認措置（番号確認及び身元確認）が義務付けられている。
- ・ この本人確認措置については、マイナンバーカード又は通知カード若しくはマイナンバーが記載された住民票の写しにより確認することとされているが、これらが困難であると認められる場合は、住基ネット等により確認を行う必要がある。

利用する情報	使用するシステム
① 本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所及びマイナンバー） ・ 根拠条例：静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例	住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）
② 本人確認情報以外の個人情報 ・ 根拠条例：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例	情報提供ネットワークシステム

【ネットワーク（システム）のイメージ】



「マイナンバー（個人番号）及び住民基本台帳ネットワークシステムの
独自利用に係る条例改正等の骨子案」に関する県民意見提出手続の結果

知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課
経営管理部地域振興局市町行財政課

1 意見募集の期間

令和3年6月1日（火）から令和3年6月30日（水）まで

2 意見の提出の状況

意見提出件数0件

以 上

(案)

令和 3 年 7 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

静岡県本人確認情報保護審議会
会長

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用について(答申)

令和 3 年 7 月 5 日付け地市第 276 号により諮問のあったことについては、慎重に審議した結果、次の 2 事業について本人確認情報を利用することが適当と認めます。

- 1 静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務
- 2 静岡県公立高等学校等専攻科奨学給付金事務